

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
当該翌日がと日)
(当該翌日がと日)

機関（以下「融資機関」という。）に対し、この規則の定めるところにより、漁業近代化資金に係る利子補給金を交付するものとする。

（利子補給金の交付の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率）
第二条 前条の規定による利子補給金（以下「利子補給金」という。）の交付の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、別表のとおりとする。

目 次

- ◆規 則 鳥取県漁業近代化資金利子補給規則
- ◆告 示 水産振興資金の融通要綱の廃止

規 則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則をここに公布する。

昭和四十四年十月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

（利子補給金の額）

第四条 利子補給金の額は、毎年一月一日から六月三十日まで及び七月一日から十二月三十一日までの各期間における漁業近代化資金につき、第二条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

（利子補給金の支払）

第五条 県は、融資機関から利子補給金の支払の請求があつた場合において、知事が適当であると認めたときは、当該請求のあつた日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

（利子補給金の打切り等）

第一条 県は、漁業者等に対する長期かつ低利の施設資金の融通の円滑化を図るため、漁業近代化資金助成法（昭和四十四年法律第五十二号。以下「法」という。）第二条第三項に規定する漁業近代化資金（以下「漁業近代化資金」という。）を貸し付ける法第二条第二項に規定する融資

鳥取県規則第六十一号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則

（利子補給金の交付）

第一條 県は、漁業者等に対する長期かつ低利の施設資金の融通の円滑化を図るため、漁業近代化資金助成法（昭和四十四年法律第五十二号。以下「法」という。）第二条第三項に規定する漁業近代化資金（以下「漁業近代化資金」という。）を貸し付ける法第二条第二項に規定する融資

第六条 県は、利子補給金の交付に係る漁業近代化資金を借り受けた者がその借入の目的以外の目的に使用したときは、当該漁業近代化資金に係る利子補給金の交付を打ち切るものとする。

2 県は、融資機関の責に帰すべき理由により融資機関がこの規則又はこの規則に基づく契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(報告の徴収等)

第七条 融資機関は、当該融資機関の行なつた利子補給金の交付に係る漁業近代化資金の融資に關し、知事が報告を求めた場合又はその職員をして漁業近代化資金の融資に關する帳簿、書類等を調査させる必要があると認めた場合は、これに協力しなければならない。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

別表

利子補給率	法第二条第一項第一号二項第五号二項第一号二項第二号二項第五号から第四号に掲げる融に掲げる融及び第四号に掲げる融までに掲げ資機関が、資機関が、同条第一項同条第一項第一号第六号から第五号までに掲げる者に貸し付ける場合までに掲げに貸し付ける場合に貸し付ける場合	利子補給率	法第二条第一項第一号二項第五号二項第一号二項第二号二項第五号から第四号に掲げる融に掲げる融及び第四号に掲げる融までに掲げ資機関が、資機関が、同条第一項同条第一項第一号第六号から第五号までに掲げる者に貸し付ける場合までに掲げに貸し付ける場合に貸し付ける場合	利子補給率
年四分	年三分八厘	年四分	年三分八厘	年四分
年三分八厘	年四分	年三分八厘	年三分八厘	年三分八厘
年三分八厘	年四分	年三分八厘	年三分八厘	年三分八厘
年三分八厘	年四分	年三分八厘	年三分八厘	年三分八厘

総トン数二十トン未満の漁船の建造若しくは取得又は改造成後漁船の総トン数が二十トン未満である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年四分	年三分八厘	年四分	年三分八厘
上七十トン未満の漁船年二分	年一分八厘	年二分	年一分八厘	年二分
十トン未満である場合におけるその漁船の改造成に必要な資金	年一分八厘	年二分	年一分八厘	年二分
年二分	年一分八厘	年二分	年一分八厘	年二分
年一分八厘	年二分	年一分八厘	年二分	年一分八厘

三 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水產種苗生產施設、養殖用作業舎、水產物処理施設、水產物加工施設、

六 漁具（総トン数二十 トン未満の漁船に係る年四分 ものに限る。）の取得 に必要な資金	五 漁具（総トン数二十 年三分八厘年四分 年四分 年三分八厘	四 漁場改良造成用機 具、漁船用油水供給用機 具、養殖用餌料調製 供給用機具、養殖用肥 料薬剤施用機具、養 水産物等運搬用機具の 取得に必要な資金	製氷冷凍施設、水產物 等運搬施設又は漁業用 通信施設の改良、造成 又は取得に必要な資金 (漁船の改造、建造若 しくは取得に必要なも の又は次号、第五号若 しくは第六号に掲げる ものを除く。)
		年三分 年二分八厘年二分 年一分 年一分	
八 漁場改良造成施設の 改良、造成若しくは取 得に必要な資金又は漁 業協同組合等が共同利 用に供する船舶の改	年三分 年二分八厘年二分 年一分 年一分	七 漁村に必要な有線放 送施設（音声による有 線放送を行なうものに 限る。）及び有線放送 電話施設、漁船船員臨 時宿泊施設、漁業者研 修施設、集会施設、託 児施設、診療施設、水 道施設の改良、造成又 は取得に必要な資金	トントン以上七十トン未満年三分 年の漁船に係るものに限 る。）、養殖いかだ、 はえなわ式養殖施設、 仕切網養殖施設、ひび 建養殖施設、浮流し式 のり養殖施設又は小割 り式養殖施設の取得に 必要な資金

造、建造若しくは取得
に必要な資金

告示

鳥取県告示第五百八十八号

水産振興資金の融通要綱（昭和三十七年五月鳥取県告示第二百九十五号）は、昭和四十四年十月三日限り廃止する。ただし、この告示による廃止前の水産振興資金の融通要綱第六条の規定に基づき知事が認定した水産振興資金借入資格者が金融機関から借り入れた水産振興資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

昭和四十四年十月四日

鳥取県知事 石破二朗